

既修得単位の認定

学生が本学に入学する前に大学又は短期大学等（外国の大学及び短期大学を含む）で修得した単位又は学修を、本学における授業科目の履修とみなし、60単位を超えない範囲内で認定することがあります。（学部によっては専門教育科目を認定しない場合があります。）ただし、この場合、修業年限の短縮はありません。

認定を希望する者は、当該大学等の発行する学業成績証明書及び当該大学の作成した講義要項（各授業科目の講義内容を表したもの）が必要ですので、令和9年3月26日（金）まで（必着）に所属する学部へ提出してください。

外国の大学、短期大学で修得した場合は、日本語訳も併せて提出してください。
期限内に提出できない場合は、必ず事前に連絡してください。

学業成績証明書・講義要項の提出先（場所：キャンパス案内参照）

学 部	提 出 先
法 文 学 部	〒790-8577 松山市文京町 3 番 ●●学部事務課学務チーム ※郵送する場合は入学する学部名を明記してください。
教 育 学 部	
社 会 共 創 学 部	
工 学 部	
理 学 部	〒790-8577 松山市文京町 2 番 5 号 理学部事務課学務チーム
医 学 部	〒791-0295 東温市志津川 医学部学務課教務チーム
農 学 部	〒790-8566 松山市樽味 3 丁目 5 番 7 号 農学部事務課学務チーム

※編入学生及び大学院生は、入学する学部、研究科・学環の指示に従ってください。